

令和6年10月4日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

安全安心特別委員会資料

目次

1	安全・安心な住まいづくりについて	1
	(1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて	1
	(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について	4
	(3) 良質な住宅ストックの形成について	5
2	水道の広域連携の取組について	7
	(1) 神奈川県水道広域化推進プランの取組について	7
	(2) 県東部圏域における5事業者の取組について	9
3	県内米軍基地の状況等について	13
	(1) 県内米軍基地の状況について	13
	(2) 米軍基地を巡る最近の動向について	17
	(3) 在日米軍の県防災訓練への参加について	33

1 安全・安心な住まいづくりについて

自然災害の激甚化・頻発化に対応するため、住まいの安全・安心の確保に向けた取組を推進している。

また、少子高齢化が進み、人口減少局面に入った中で、高齢者や低額所得者など、住宅確保要配慮者が安全・安心して暮らせるように、住宅セーフティネットの強化に取り組んでいる。

(1) 安全・安心に配慮した住まいづくりについて

大規模な地震災害、風水害等の発生に備え、住宅や宅地の耐震化対策等を推進することにより、災害に強い住まい・住宅地の形成を図るとともに、災害時における応急的な住まいの確保など、震後対策を推進する。

ア 住宅の耐震対策

平成19年に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、生活の中心となる住宅の耐震化の目標や施策を定め、住宅の耐震化に取り組む所有者等を総合的に支援している。

また、国が住宅等の耐震化の目標を見直したため、令和3年度末に計画改定を行い、新たな目標を定め、取組を進めている。

(ア) 情報提供と普及啓発

住宅の所有者等に対して、住宅の耐震化に対する意識等の向上を図るために、市町村の防災イベント等でセミナーを行うとともに、耐震化に係るパンフレット「地震にそなえてマイホームの点検」を県窓口等に配架し、イベントの際に配布するなど、普及啓発に取り組んでいる。

また、住宅の耐震化について、ホームページに簡易な耐震診断や補強方法等を掲載し、動画配信を行うこと等で広く情報を提供している。

(イ) 窓口相談と技術者養成

各土木事務所等の「建築物等耐震相談コーナー」や建築関係団体による耐震相談窓口を活用し、耐震相談体制の充実を図っている。

また、耐震改修に関する知識をさらに高めてもらうため、建築士等の技術者を対象に木造住宅耐震改修実務セミナーを開催し、技術者の養成を行っている。

(ウ) 各種支援の実施

耐震診断、改修に対する、国や県、市町村の補助制度をホームページ等で周知するとともに、改定した県耐震改修促進計画の推進に

取り組むため、市町村に対して、除却等を含めた補助制度の創設や拡充の働きかけを行っている。

イ 宅地耐震化の推進

平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震などの大地震時に、大規模な盛土を行った造成宅地において滑動崩落による災害が多数発生したことを契機として、国土交通省は平成18年に宅地耐震化に係る法改正と、宅地耐震化推進事業の創設を行った。

これを受け、県は、同事業を活用して県内の大規模盛土造成宅地の耐震化対策に取り組んでいる。

耐震化対策として、県では、所管区域内（7市13町1村）における大規模盛土造成宅地の抽出を平成22年度から開始し、優先的に耐震性を確認すべきと判断される5箇所について、変動予測調査を進めている。

変動予測調査の結果については、基礎自治体及び地権者等へ伝達するとともに、耐震性に問題があると認められた大規模盛土造成宅地については、滑動崩落対策工事を進められるよう必要な技術的支援等を行っていく。

ウ 震後対策の推進

県及び市町村は、地震により被災した建築物の余震による倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、民間建築士等の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定活動を行うとともに、判定活動体制の整備に努めている。

併せて、応急仮設住宅の迅速な供給や公営住宅等の一時提供、被災住宅の再建支援などに取り組み、震後対策を推進する。

(ア) 応急危険度判定の体制

県及び市町村は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「県協議会」という。）において、判定活動を行う応急危険度判定士（以下「判定士」という。）や判定士を指揮監督する判定コーディネーターの養成等を行っている。

また、判定活動に必要なヘルメット等の資機材を事前に準備する等、応急危険度判定の体制整備を行っている。

さらに、国、都道府県、建築関係団体からなる全国被災建築物応急危険度判定協議会では、都道府県相互間の判定士の派遣等について事前調整等を行い、円滑な判定体制の整備に努めている。

(イ) 応急危険度判定士の養成

県協議会は、判定士の養成・知識の充実を図るため、講習会を実施している。

また、市町村職員を対象に判定コーディネーターを養成するため、演習を行っている。

(ウ) 応急危険度判定実施実績（県外への派遣実績）

時期	地震	延人数
平成7年	阪神・淡路大震災	171名
平成15年	宮城県北部地震	3名
平成16年	新潟県中越地震	265名
平成19年	新潟県中越沖地震	178名
平成23年	東日本大震災	8名
平成28年	熊本地震	198名
令和6年	令和6年能登半島地震	30名

※ 延人数は、県及び市町村の職員の合計

(I) 応急仮設住宅の迅速な供給に向けての取組

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会や一般社団法人プレハブ建築協会など、関係団体と災害時における応急仮設住宅の供給に関する協定を締結して、大規模災害の発生に備えるとともに、県や市町村、関係機関による訓練を実施し、対策の強化に努めてきた。

令和5年3月には、一般社団法人日本ムービングハウス協会と応急住宅の建設に関する協定を締結し、さらに災害時の体制強化を図った。

今後も引き続き、市町村や関係機関と連携し、発災時に応急仮設住宅を速やかに供給できるよう、実践的な訓練等を行い、災害に備えた供給体制を整備・強化していく。

(オ) 公営住宅等の一時提供による被災者等への住宅支援

地震や台風等の災害時をはじめ、コロナ禍等の社会情勢の変化に対応して市町村や関係機関等と連携しながら、公営住宅等の一時提供を行っている。

(カ) 被災住宅再建支援の取組

大規模災害発生時において、住宅再建に関する相談体制を速やかに構築できるよう、これまで一般社団法人神奈川県建築士会等の3団体と個別に締結していた、災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定に、令和6年5月に2団体を加え、5団体と県によ

る新たな協定を締結し、相談体制の充実・強化を図った。

今後は、県・市町村・協定団体による訓練を実施するなどにより、発災時に迅速かつ効果的な再建支援が行えるよう、連携強化に取り組んでいく。

エ 土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転促進

土砂災害特別警戒区域の指定により建築制限の基準に適合しないこととなった住宅に対し、国の補助制度である「がけ地近接等危険住宅移転事業」を市町村が活用して移転の促進を図る場合、県は協調補助を行い市町村の取組を支援する。

(2) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保について

高齢者や低額所得者など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公営住宅を中核として、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、民間の賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅などにより、重層的な住宅セーフティネットを構築し、要配慮者の居住支援を推進している。

ア 健康団地の取組の推進

(ア) 建替えの推進

県営住宅は、今後建替え時期を迎える住宅が急増するとともに、施設の老朽化などから、年々空き家が増加しているため、家賃収入が減少し、施設整備が計画通りに進まないといった悪循環に陥っている。

そこで、この悪循環から脱却するため、平成31年3月に「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」を策定し、今後の整備は建替えに集中することとした。

県営住宅は、住宅セーフティネット制度の中核として、今後も長期にわたって需要が見込まれることから、現状の4万5千戸を維持し、住宅確保要配慮者の入居促進に取り組んでいく。

(イ) コミュニティづくりの拠点整備

建替えにより県営団地のバリアフリー対応を図るとともに、地域に開かれたコミュニティづくりの拠点の整備を進める。

その拠点等を活用して、入居者、近隣住民、市町、福祉団体等と連携しながら、コミュニティ活動の活性化を図る。

また、既存団地の空き住戸等を活用して、市町や地域の福祉団体等と連携しながら、入居者が身近にサービスを受けられる拠点の誘

致に取り組んでいる。

イ 住宅セーフティネット制度の推進

住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、民間の賃貸住宅の空き家等を活用して、要配慮者の入居を拒まない住宅、いわゆるセーフティネット住宅を令和6年8月末までに県内で約4万2千戸を登録した。

また、要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人を、令和6年8月末までに39法人を指定した。

さらに、県や市町村、不動産団体や福祉団体で構成する「神奈川県居住支援協議会」において、住まいや生活全般の困りごとを受け止め、課題の発見から専門団体へのつなぎ役を担う人材となる居住支援コーディネーターを養成するため、市居住支援協議会と連携し、研修を実施した。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅は、バリアフリーで、かつ、安否確認や生活相談などの生活支援サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅で、令和6年8月末時点において県内で約1万5千戸を登録している。

また、バリアフリーなどの登録基準の順守や生活支援サービスなどの質が確保されるように、事業者に対する講習会や定期報告の徴収、立入検査等を実施している。

(3) 良質な住宅ストックの形成について

良好な住宅ストックの形成に向け、省エネルギー性能を備えた長期優良住宅を普及促進するとともに、マンションや空き家の適正な管理などを推進し、安全で安心な住まいまちづくりに取り組んでいる。

ア 長期優良住宅の普及促進

長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画について、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁が認定するものである。

この法律は、住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減するとともに、建替えに係る費用の削減によって国民の住宅に対する負担を軽減し、より豊かで、より環境に優しい暮らしへの転換を図ることを目的として平成20年に制定され、平成21年6月4日から認定が開始されている。

この認定を受けた場合、税制特例や融資の借入金利の引き下げ等を受けられることができ、令和6年度は7月末までに407件を認定した。

また、長期優良住宅の認定制度に関する情報を県のホームページに掲載し、窓口でチラシ、パンフレット等を配架し、建築関係団体へ周知を図る等普及促進に取り組んでいる。

イ マンションの適切な維持管理

令和4年4月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、マンションの管理組合が作成した管理計画を、地方公共団体（事務主体は市、町村部は都道府県）が適切な計画として認定できる制度が施行された。

マンション管理組合がこの認定制度を活用するためには、市や県が、「マンション管理適正化推進計画」を策定する必要がある。（県内では令和6年10月現在、県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市他13市（計17市）が策定済み。）

令和6年度は、全市町村が参加するマンション行政実務者会議を開催し、マンション施策等に関する情報共有や意見交換を行い、県内のマンション施策の推進を図っている。

また、管理組合に対しては、マンション管理士や建築士等の専門家を派遣するアドバイザー派遣や、マンション管理・再生セミナーを実施し、併せて管理計画認定制度の活用を促していく。

ウ 空き家対策の促進

「神奈川県居住支援協議会」において、空き家問題への対応をまとめたマニュアルを作成するなど、対策を担う市町村の支援に取り組んでいる。

具体には、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）が施行されたことを受け、市町村から要望が多くあった管理不全空家等に対する判断基準を追加するため「特定空家等の判断マニュアル」の改訂を進めており、今後、モデル計画である「神奈川県空家等対策計画」や「空き家にしない『わが家』の終活ノート」なども改正法に対応した内容に見直す予定である。

また、法律などの専門家団体と連携し、市町村からの相談をワンストップで受ける体制を構築して、市町村の空き家対策の支援を行っている。

2 水道の広域連携の取組について

(1) 神奈川県水道広域化推進プランの取組について

水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。

このため、県は、令和5年3月に、県内水道事業の広域化の推進方針や取組内容等を示す「神奈川県水道広域化推進プラン」（以下「プラン」という。）を策定し、県内3つの圏域に分けて、それぞれでふさわしい連携方策の検討を始め、水道事業者間の多様な広域連携を推進している。

ア プランにおける検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

【県東部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
神奈川県企業庁*、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）
- ・ 圏域の特徴
神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市の4水道事業者は、共同で水源開発を行うとともに重複投資を避けるため企業団を創設するなど、従前から広域的な取組が行われている。三浦市も相模川の水を横須賀市経由で給水しており、同一の水源を活用している圏域である。

【県中部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
神奈川県企業庁*、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
- ・ 圏域の特徴
座間市、秦野市は自己水源に加えて神奈川県企業庁から分水を受けていることや、相模原市、愛川町は神奈川県企業庁の給水区域を含むなど、神奈川県企業庁との深い関わりがある圏域である。

【県西部圏域】

- ・ 圏域を構成する水道事業者等
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、神奈川県企業庁(箱根地区水道事業)
- ・ 圏域の特徴
従前から水道事業の広域化に向けた検討が進められており、主に地下水などの個別の水源を活用している圏域である。

※ 箱根地区水道事業を除く。県東部と県中部圏域を兼ねる。

イ 広域化の推進方針

【持続可能な神奈川の水道】

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

ウ 具体的取組の内容

(ア) 圏域ごとの取組

a 県東部圏域

【5事業者(神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、5事業者で共通の施設整備を行い、効率的な施設更新等を目指す「水道システム再構築」の取組を進める。
- この取組については、令和6年5月に「5事業者の『施設整備計画』」の策定などが行われている。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

b 県央部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(1) 広域連携の推進役としての県の取組

a 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合（経営の一体化・事業統合）」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。
- 5事業者の「水道システム再構築」では、相模川の一部区間で河川流量が現状より減少することが想定されるため、5事業者と河川管理者や農業者、漁業者などの関係者との合意形成が図られるよう、調整を行うなど、5事業者の取組を支援する。

b 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流、職員の技術継承や人材育成に向けた取組等を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。

(2) 県東部圏域における5事業者の取組について

5事業者は、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システム再構築（以下「再構築」という。）」の実現を目指して取組を進めている。

この取組については、令和6年5月に「水道システムの再構築の推進に関する覚書」を首長間で締結し、施設整備の工程や費用負担の考え方などを明確にした「5事業者の『施設整備計画』」を策定した。

ア 再構築の概要

再構築は、「施設の共同化」として、5事業者で共通の施設整備を行い、効率的な施設更新等を目指すものであり、取組の方向性と目標は、次のとおり。

再構築の取組の方向性と目標

取組の方向性	目 標
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> 現在の11浄水場を8浄水場へ再編（ダウンサイジング）うち、企業団の3浄水場を増強 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> 上流(沼本)の未利用水利権の活用 下流(寒川)の水利権を上流(沼本・社家)で活用
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> 取水・浄水・送水の一体的運用の仕組みを構築



図 浄水場の再編（ダウンサイジング）

イ 「水道システムの再構築の推進に関する覚書」の締結

再構築を着実に推し進めるため、「施設整備計画の策定」、「関係者との合意形成」、「費用負担の基本的な考え方」、「更なる連携の強化」について、首長間で覚書を締結した。

ウ 「5事業者の『施設整備計画』」の策定

(ア) 位置付け

施設整備計画は、3つの「取組の方向性」のうち主に「水道施設の再構築」を実施していくために、施設整備の内容と施設整備費用について、とりまとめた。

なお、この取組は長期にわたることから、今後行っていく関係者

との調整・協議結果、社会情勢の変化や水需要の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(イ) 内容

a 廃止対象とする水道事業者の3浄水場

老朽化に伴う施設の更新時期などを踏まえ、水道事業者が所有する3浄水場を廃止対象とする。

表 廃止対象とする3浄水場

廃止年度	対象浄水場	水道事業者	取水位置
R12	寒川浄水場(第2)	神奈川県	寒川地点
R22	小雀浄水場	横浜市・横須賀市	寒川地点
R33	寒川浄水場(第3)	神奈川県	寒川地点
R37	有馬浄水場	横須賀市	社家地点

b 増強対象とする企業団の3浄水場

水道事業者の浄水場廃止により不足する水量は、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団浄水場を増強することにより補う。

表 増強対象とする3浄水場

増強年度	対象浄水場	整備内容
R22	伊勢原浄水場	約20万 m^3 /日から約23万 m^3 /日に増強 (3万 m^3 /日増)
R22	相模原浄水場	約49万 m^3 /日から約56万 m^3 /日に増強 (7万 m^3 /日増)
R33	綾瀬浄水場	約47万 m^3 /日から約70万 m^3 /日に増強 (23万 m^3 /日増)

c 送水管路等の整備

浄水場廃止に伴い必要となる送水管路等とバックアップ機能の向上のために必要な送水管路等を整備する。

表 送水管路等の整備

整備年度	対象管路等	延長
R9~R37	上粕屋-南金目間送水管(φ1350mm) 綾瀬-寒川間送水管(φ1650mm) など	約44.8km

(ウ) 整備費と効果額

浄水場整備費の445億円と送水管路等整備費の648億円に、撤去費217億円を含め、施設整備費は、合計約1,310億円と試算した。

これは、各水道事業者が11浄水場を独自で更新した場合の約2,212

億円と比較して、約902億円の削減効果が見込まれる。

(I) 費用負担の基本的な考え方

企業団が実施する施設整備にかかる費用は、受水費（水道事業者が企業団から購入する水の代金）での負担を基本とする。また、これまでの水源開発に基づく責任水量制の維持を前提とし、各水道事業者の基本水量の割合に応じて負担することとした。

なお、再構築は、水道基盤の強化や脱炭素化など、国の施策に合致した先行事例として認識されているものの、財政支援制度の創設には至っていないため、5事業者が連携して国の財政支援措置等を得るよう努める。

(オ) 上流取水の優先的利用

脱炭素への貢献、停電による断水リスクや水質事故リスクの低減を目的とし、段階的に下流の寒川地点からの取水を減量（廃止）し、中流及び上流の社家・沼本地点からの取水に変更する上流取水の優先的利用を進める。

(カ) 解決すべき課題

寒川地点の取水を段階的に減量、廃止することにより、少雨等に伴う低水時には、社家～寒川間で河川流量が現状よりも減少することが想定されるため、河川環境への影響を把握するとともに、河川管理者や農業者、漁業者などの関係者と合意形成を図っていく必要がある。

Ⅱ 今後の進め方（予定）

- 令和6年度
河川調査や有識者会議等を実施
河川流量の変化などを見える化
- 令和7～8年度
河川管理者や河川を利用する関係者と調整
関係者合意、企業団事業計画の策定
国の財政支援制度の創設を引き続き要望
- 令和9年度
工事着手

3 県内米軍基地の状況等について

(1) 県内米軍基地の状況について

ア 県内提供施設数と面積の推移

時 点	提供施設数	面 積
昭和27年 平和条約発効時 (旧安保条約発効時)	162	35,861 千㎡
昭和35年 第2次安保条約発効時	79	28,978
令和6年1月1日現在	12	17,386

注 千㎡未満は、四捨五入

イ 県内提供施設一覧表

(令和6年1月1日現在)

	施 設 名	軍別	土地面積 (千㎡)	所 在 地
◎	根岸住宅地区	海	429	横浜市(中区、南区、磯子区)
	横浜ノースドック	陸	523	// (神奈川区)
	鶴見貯油施設	海	184	// (鶴見区)
	吾妻倉庫地区	//	802	横須賀市
	横須賀海軍施設	//	2,363	//
	浦郷倉庫地区	//	194	//
○	池子住宅地区及び 海軍補助施設	//	2,884	逗子市・横浜市(金沢区)
○	相模総合補給廠	陸	1,967	相模原市(中央区)
	相模原住宅地区	//	593	// (南区)
	キャンプ座間	//	2,292	相模原市(南区)・座間市
	厚木海軍飛行場	海	5,056	綾瀬市・大和市
	長坂小銃射撃場	//	97	横須賀市
	計(12施設)		17,386	

注1 土地面積は、防衛省が公表している最新情報による。

注2 ◎は全部返還、○は一部返還が合意されている施設。

注3 面積は四捨五入しているため、計と一致しない。

注4 長坂小銃射撃場は自衛隊が管理し、期間を定めて米軍が共同使用をしている。

ウ 各提供施設の状況

(令和6年8月30日現在)

	施設名	所在地	現況
1	根岸住宅地区	横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されてきた（平成27年12月、居住していた米軍の全世帯が退去）。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、全部返還の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。</p> <p>令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。</p> <p>令和4年11月11日、国が進めている原状回復作業について、当初計画では同年12月の完了を目指してきたが、更に一定期間を要する見込みであり、返還、引渡しもその後になる予定である、との情報提供が国からあった。</p> <p>令和6年1月29日、令和6年1月18日の日米合同委員会において現在国が実施している原状回復作業に加えて、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため令和元年11月に合意した共同使用の内容を変更することが承認された、との情報提供が国からあった。</p> <p>横浜市は令和6年度から早期土地利用等のため、土地区画整理事業の事業化に向けた測量等の現地調査を進めている。</p>
2	横浜ノースドック	横浜市	<p>在日米陸軍基地管理本部等の管理下で、米陸軍第836輸送大隊等の物資搬出入業務等に使用されている。</p> <p>令和3年3月31日に土地約1,400㎡及び工作物の一部が返還された。</p> <p>令和5年4月16日に小型揚陸艇部隊が新編された。</p> <p>令和6年2月8日に小型揚陸艇部隊の運用を開始した。部隊の名称は「第5輸送中隊」とし、在日米陸軍第10支援群の下に置かれた。</p>
3	鶴見貯油施設	横浜市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、消防署の整備について合意された。</p>
4	吾妻倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀補給センターの管理下で、航空機燃料・艦船燃料等の貯油施設として使用されている。</p> <p>平成25年10月11日に土地約13,000㎡等が返還された。</p>

	施設名	所在地	現況
5	横須賀海軍施設	横須賀市	<p>在日米海軍司令部をはじめ、横須賀基地司令部、海軍艦船修理廠などが所在し、在日米海軍、米第7艦隊等の支援基地となっている。</p> <p>米第7艦隊旗艦の揚陸指揮艦ブルーリッジ、原子力空母などのいわゆる母港となっている。</p> <p>令和5年4月27日、令和6年中に横須賀基地に配備されている原子力空母が「ロナルド・レーガン」から「ジョージ・ワシントン」に交代配備される予定と国から情報提供があった。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、独身下士官宿舎の整備について合意された。</p>
6	浦郷倉庫地区	横須賀市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、同基地兵器部の本部、弾薬物揚場、弾薬庫として使用されている。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、艦船への弾薬の積み下ろし作業の安全な運用等を確保するため、棧橋の整備について合意された。</p>
7	池子住宅地区及び海軍補助施設	逗子市 横浜市	<p>在日米海軍横須賀基地司令部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。</p> <p>逗子市域の一部土地等約40haについては、平成26年11月30日から共同使用が開始され、平成27年2月1日から「池子の森自然公園」として市民利用が開始された。</p> <p>平成16年10月18日の日米合同委員会で、横浜市域の飛び地の返還と横浜市域への住宅建設の方針が合意された。</p> <p>平成30年11月14日の日米合同委員会で、平成16年の日米合同委員会合意を見直し、横浜市域の住宅建設の取り止めと、逗子市域への生活支援施設、消防署等の整備について合意された。</p> <p>令和4年12月14日の日米合同委員会で、市の医療センターへの進入路の土地約2,500㎡等の返還について合意され、令和6年8月29日の日米合同委員会で令和6年11月30日までの返還が合意された。</p>
8	相模総合補給廠	相模原市	<p>在日米陸軍基地管理本部の管理下で、物資保管、修理などの兵站業務を担っている。</p> <p>平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成26年9月30日に、JR相模原駅前の土地と西側野積場の一部土地合計約17haが返還され、平成27年12月2日から約35haの共同使用が開始された。また、平成25年10月17日の日米合同委員会で、北側部分の土地約8,900㎡等の返還が合意された。</p> <p>平成26年9月の返還地の一部に、平成29年4月に南北道路が、平成30年3月に東西道路が整備された。</p> <p>平成27年12月からの共同使用地の一部に、令和2年11月に「相模原スポーツレクリエーションパ</p>

	施設名	所在地	現況
			ーク」が整備された。 平成30年10月16日に、既存のミサイル防衛能力を高めるため、第38防空砲兵旅団司令部の駐留が開始された。
9	相模原住宅地区	相模原市	在日米陸軍基地管理本部の管理下で、米軍人、軍属及びその家族の住宅等として使用されている。 平成21年3月3日に土地約1,100㎡が返還された。
10	キャンプ座間	相模原市 座間市	米陸軍第1軍団(前方)・在日米陸軍司令部、在日米陸軍基地管理本部が所在している。 平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告に基づき、平成19年12月19日に第1軍団(前方)司令部が発足し、平成28年2月29日にキャンプ座間の座間市域の一部土地約5.4haが返還された。その後、当該返還地の一部に、平成28年4月1日には座間総合病院が開院され、平成30年2月13日には座間市消防庁舎が開庁された。
11	厚木海軍飛行場	綾瀬市 大和市	在日米海軍厚木航空施設司令部の管理下で、第5空母航空団等が使用し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。 平成18年5月1日の在日米軍再編の最終報告において、空母艦載機の岩国飛行場への移駐が合意された。空母艦載機部隊の移駐については、平成29年8月から段階的に実施され、平成30年3月30日に完了した。 平成29年9月30日に土地約13,000㎡等が返還された。
12	長坂小銃射撃場	横須賀市	陸上自衛隊武山駐屯地業務隊の管理下で、覆道式射撃場として使用され、米軍が期間を定めて共同使用している。

県内提供施設配置図



(2) 米軍基地を巡る最近の動向について

ア 厚木基地周辺の第一種区域等の見直し

(ア) 制度概要及び経緯

国は、昭和 54 年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成等を行っており、その対象区域を第一種区域等※として指定している。

国は、空母艦載機部隊が厚木基地から移駐したことにより、厚木基地周辺の騒音状況が変化していることを理由に、厚木基地に係る第一種区域等※の見直しに向けた騒音度調査を実施している。

令和 6 年 2 月 16 日、当初、令和 4 年度から令和 5 年度までを予定していた騒音度調査の調査期間について、厚木基地を使用する航空機の飛行方式の変更に伴い、令和 6 年度後半まで延長することが公表された。

※ 第一種区域等：国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種区域。

(イ) 県の対応

令和 6 年 4 月 24 日、知事と厚木基地周辺 8 市長※連名で、防衛省に次の事項等を要請した。

- ・騒音度調査期間延長を踏まえた今後のスケジュール等、区域見直しに関する情報の適時適切な提供、住民への周知
特に、調査終了後は、速やかに調査結果の区域見直しへの反映の過程等の詳細を丁寧に説明すること
- ・区域見直しにあたって、地域の一体性等に十分配慮し、区域を指定するとともに、制度に変更が生じる場合には、十分な経過措置を設けるなど、関係住民に不利益が生じないよう措置を講じること
- ・現行の住宅防音工事助成制度の改善・拡充を早期に実現すること
- ・機能復旧工事を含めた待機世帯を早期に解消するとともに、工事後 10 年以上経過した世帯に対する二回目以降の機能復旧工事を実施すること

※ 厚木基地周辺 8 市：相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市

イ 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

(ア) 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

a 経緯

令和4年6月以降、横須賀基地内の排水処理施設の排水から最大12,900ng/L（暫定目標値（50ng/L）の258倍）のPFOS等が検出された。

米軍は、PFOS等流出の原因究明を進める一方で、令和4年11月以降、排水の浄化のため、粒状活性炭フィルターを稼働していた。

令和5年12月21日、防衛省からPFOS等の値が安定している状況を踏まえ、令和5年10月21日に米海軍が横須賀海軍施設に設置した粒状活性炭フィルターの稼働を停止したと情報提供があった。

b 今年度の状況

令和6年5月24日、防衛省から粒状活性炭フィルター通過前後の採水調査結果の提供に関する在日米軍司令部の見解について説明があった。

- ・日本の法令においてPFOS等の排水基準がなく、米側が排水処理施設からの排水に含まれるPFOS等の分析をする必要がなく、数値を提供する義務はない。

(イ) 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

a 経緯

令和4年9月24日、厚木基地内の格納庫からPFOS等を含む泡消火薬剤が放出され、基地内の調整池を経由し、基地内を流れる蓼川まで流出した。米軍は調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を行った。

令和4年10月7日以降、米軍は、調整池の水について、粒状活性炭フィルターによるろ過の上、蓼川への放流を実施し、洗浄等を行ったうえで、10月20日から調整池の利用を再開した。

令和5年10月30日、防衛省から、米軍は回収した泥や洗浄した水は日本国内の認可された処分施設で適切に焼却処分したとの情報提供があった。

(ウ) PFOS等を含む泡消火薬剤の交換状況に関する米軍の声明

a 概要

令和5年6月16日、在日米軍司令部が、PFOS等を含む泡消火薬剤の交換・廃棄完了、今後の非フッ素泡消火薬剤への移行予定等について、声明文を発表した。

b 声明文の概要

- ・日本国内の主要な基地において、旧式泡消火薬剤の新式泡消火薬剤への交換を完了。
- ・交換された旧式泡消火薬剤は、日本国内で許可を受けた処分事業場における焼却処分によって廃棄処理を完了。
- ・米国政府は、2024年10月1日に、旧式及び新式泡消火薬剤の使用を全ての米軍基地で禁止し、非フッ素泡消火薬剤に移行予定。
(新式泡消火薬剤もPFOS・PFOA以外の有機フッ素化合物(PFAS※)を含むため。)

※ PFAS…有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。約4,700物質以上があるとされ、PFOSやPFOAはその一部である。

(I) 県の対応

令和5年6月16日の米軍の声明発表を受け、防衛省に引き続きの情報提供を口頭要請した。

ウ 横浜ノース・ドックにおける米軍の小型揚陸艇部隊の運用開始等

(ア) 経緯

令和5年1月12日、防衛省から、令和5年春ごろ、横浜ノース・ドックに米陸軍が小型揚陸艇部隊を新編予定との情報提供があり、令和5年4月16日、小型揚陸艇部隊が新編された。

令和6年1月17日、防衛省から、横浜ノース・ドックにおける米陸軍小型揚陸艇部隊の運用開始等について、次のとおり情報提供があった。

- ・本部隊の名称を「第5輸送中隊」とし、在日米陸軍第10支援群の下に置くとともに、令和6年2月8日から運用開始。同日に式典も開催。
- ・新編に伴う船舶の増加なし。(横浜ノース・ドックに配置済の船舶を使用。)
- ・約280名の要員については、本年中に配置していく予定。
- ・本部隊の新編により、所要の場所に迅速に部隊や物資を展開することが可能となり、自然災害を含む様々な緊急事態において、日

米が連携して対応する能力が向上することとなる。

(イ) 県の対応

令和6年1月17日、防衛省に次の事項等を口頭で要請した。

- ・部隊の具体的な活動内容等に関する更なる情報提供
- ・周辺市街地や民間船舶等への影響を最小化する万全の対策の実施
- ・横浜ノース・ドックを含めた県内基地の返還への取組
- ・事件事故防止対策の実施
- ・横浜市の意向の尊重

エ 米原子力空母の交代

(ア) 経緯

令和5年4月28日、外務省から、横須賀基地を事実上の母港としている米原子力空母の交代について次のとおり情報提供があった。

- ・4月27日、米側から、空母「ロナルド・レーガン」が大規模メンテナンスのために米国へ移動し、代わりに平成27年まで我が国に前方展開していた空母「ジョージ・ワシントン」が再び前方展開することになった旨の通報があった。
- ・空母「ロナルド・レーガン」は、令和6年春を目途に横須賀を出港し、空母「ジョージ・ワシントン」は同年後半に横須賀に入港する予定。
- ・今回の交代に当たり、空母の推進機関に変更はなく、追加的な工事は無い見込みであり、引き続き第5空母航空団が前方展開される。
- ・米国政府がこれまで表明してきた安全性に関するコミットメントについては、今般の空母交代によっても変わらず堅持されるとの説明を受けている。
- ・空母が交代する理由は、米軍が、艦船の海外に前方展開する期間を10年までとするべきと定めているため。(ロナルド・レーガンは、令和6年春時点で8年半経過)

(イ) 県の対応

令和5年4月28日、外務省に次の事項等を口頭で要請した。

- ・空母交代に関する適時適切な情報提供
- ・国による放射能調査等を通じた安全航行確認体制の確保
- ・必要な訓練等の防災対策の確実な実施
- ・新規配属要員の服務規律の確保

- ・空母艦載機等を含めた部隊の運用により県内基地周辺住民への影響が生じることがないように、万全の対策を講じること

(ウ) 今年度の状況

- ・令和6年5月16日、空母「ロナルド・レーガン」は横須賀港から出港した。
- ・令和6年7月25日、米海軍が米国で空母「ロナルド・レーガン」と空母「ジョージ・ワシントン」の艦交代を行ったと発表した。
- ・令和6年8月1日、米海軍が空母「ジョージ・ワシントン」を横須賀基地を拠点とする第7艦隊に所属する空母として運用を開始した。

オ 鹿児島県屋久島沖でのCV-22オスプレイ墜落事故について

(ア) 経緯

令和5年11月29日、鹿児島県屋久島東側沖合に米空軍横田基地所属CV-22オスプレイ1機が墜落した。

令和5年12月7日、米軍が全世界の米軍オスプレイの運用停止措置を発表した。

令和6年3月8日、米軍が全世界の米軍オスプレイの運用停止措置を解除した。

令和6年3月13日、国から、翌14日以降、日本国内に配備されている米軍オスプレイの飛行再開についての情報提供があった。

(イ) 県の対応

墜落事故発生後、県として、また神奈川県基地関係県市連絡協議会(※1)、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(※2)を通じて、原因究明及び安全対策の徹底等を国に求めた。

その後、飛行再開の情報提供を受け、令和6年3月26日、神奈川県基地関係県市連絡協議会(※1)として、次の事項等を防衛省及び外務省に要請した。

- ・事故原因や安全対策等の速やかな情報提供、住民への周知
- ・安全性の確保、安全性についての説明実施までの県内飛行停止
- ・定期機体整備について、飛行に関する事前の情報提供

(※1) 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

会長：神奈川県 副会長：横浜市、相模原市

その他構成市：藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

(※2) 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍提供施設等が所在する主要都道府県で構成

会長：神奈川県 副会長：青森県、長崎県、沖縄県

その他構成都道府県：北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

(ウ) 今年度の状況

a 厚木基地への飛来

令和6年5月16日、地元市（大和市、綾瀬市）からオスプレイの厚木基地への飛来に関する目視情報があった。

県の対応

防衛省に次の事項等を要請した。

- ・安全性の確保、安全性についての説明を求めてきたところ、十分な情報提供がないままの飛来は遺憾。
- ・万全の安全対策の実施、事故原因や安全対策の詳細等の早急な情報提供等、基地周辺住民の安全・安心に資する取組の確実な実施。

※その後も厚木基地周辺で飛行が確認されている。

b 航空機事故後の対応等に関する特別要請

令和6年7月24日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会として、防衛省及び外務省に航空機事故後の対応等に関する特別要請を行った。

- ・米軍が講じる安全確保策への日本側の意向反映のための体制構築、安全対策に関する日米間の協議状況の情報提供に関する日米間の取り決め
- ・関係自治体の意向に沿った飛行停止実現に関する日米間の取り決め
- ・事故原因等の早期の情報提供のための日米間での必要な調整
- ・オスプレイについての安全対策の徹底、適時適切な情報提供

c 事故調査報告書の公表

令和6年8月2日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・米国時間の令和6年8月1日（日本時間8月2日）、米軍が墜落事故に関する事故調査報告書を公表した。
- ・事故原因は、エンジンの動力をローターに伝達する装置（プロップローター・ギアボックス）の破損、警告灯の表示後に速やかに緊急着陸させなかった判断ミス等が重なったこと。
- ・各種の安全対策の措置（探知システムによる予防点検等）を講じることで、事故を予防・対処でき、オスプレイは安全に飛行している。

県の対応

防衛省に次の事項等を口頭要請した。

- ・令和6年7月24日に渉外関係主要都道府県知事連絡協議会として要請した事項の確実な実施
- ・オスプレイの安全対策に関する引き続きの適時適切な情報提供

カ 横須賀基地への米海軍艦船の交替配備

(ア) 経緯

令和6年1月25日、防衛省から米海軍のミサイル駆逐艦「マッキャンベル」が、ミサイル巡洋艦「アンティータム」に代わり、横須賀基地に配備されると情報提供があった。

令和6年1月26日、ミサイル巡洋艦「アンティータム」が横須賀基地を出港した。

令和6年3月2日、ミサイル駆逐艦「マッキャンベル」が横須賀基地に入港した。

(イ) 今年度の状況

令和6年8月1日、防衛省から米海軍ミサイル駆逐艦「プレブル」が、ミサイル駆逐艦「ベンフォールド」に代わり、横須賀基地へ配備されると情報提供があった。（交替時期は未定）

(ウ) 県の対応

令和6年8月1日、防衛省に配備の詳細等に関する適時適切な情報提供を要請した。

※横須賀基地（米第7艦隊）の米艦船の状況（令和6年8月30日時点）

空母ジョージ・ワシントン	1隻（今後入港予定）
揚陸指揮艦	1隻
イージス艦（巡洋艦・駆逐艦）	11隻
合計	13隻

キ 根岸住宅地区の返還に向けた動き

(ア) 経緯

平成16年10月18日の日米合同委員会で、根岸住宅地区の全部返還の方針が合意された。

平成30年11月14日の日米合同委員会で、早期返還に向けた共同使用について、日米間で協議を開始すること等が合意された。

令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作

業を日本政府が行うため、共同使用について合意された。

令和4年11月11日、国が進めている原状回復作業について、当初計画では同年12月の完了を目指してきたが、更に一定期間を要する見込みであり、返還、引渡しもその後になる予定である、との情報提供が国からあった。

(イ) 根岸住宅地区の早期跡地利用に向けた共同使用の内容変更等

令和6年1月29日、防衛省から根岸住宅地区について、現在国が実施している原状回復作業に加えて、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、令和元年11月に合意した共同使用の内容を変更することが令和6年1月18日の日米合同委員会において承認されたとの情報提供があった。

また、同日、横浜市から早期土地利用等のため、令和6年度から土地区画整理事業の事業化に向けた測量等の現地調査を進めていくとの情報提供があった。

(ウ) 県の対応

令和6年1月29日、防衛省に次の事項等を口頭で要請した。

- ・根岸住宅地区の返還に係る引き続きの適時適切な情報提供
- ・横浜市等の地元の意向に沿った返還、跡地利用等に向けた対応

ク 第8回神奈川県・在日米陸海軍意見交換会の開催

(ア) 概要

県と在日米陸海軍との協力関係や諸課題について意見交換することを目的として、知事、在日米陸軍司令官及び在日米海軍司令官による意見交換会を平成24年以降7回開催しており、令和6年4月4日にキャンプ座間（在日米陸軍司令部が所在）において第8回を開催。

(イ) 第8回開催結果

a 意見交換の項目

- ・地元自治体と米軍との連携の重要性について
- ・災害時の相互協力の促進等について
- ・横浜ノース・ドックにおける小型揚陸艇部隊の新編について
- ・PFAS等の環境問題に関する日米間の連携について

b 主な結果

- ・「ビッグレスキューかながわ」への米軍の参加など災害時の協力関係の継続について合意
- ・「災害時の相互応援マニュアル」（通称「ブルーブック」）の見直し作業を引き続き進めることを確認
- ・横浜ノース・ドックの部隊新編について、適時適切に情報を共有していくことを確認
- ・米軍基地におけるPFAS等の環境問題について、日米間で連携して対応していくことについて合意

(ウ) 過去の開催状況

	開催日	主催	主な話題
第1回	平成24年8月2日	県	ビッグレスキューかながわ
第2回	平成26年1月21日	県	医療分野の交流
第3回	平成26年10月8日	米海軍	横須賀米海軍病院と保健福祉大学の交流
第4回	平成28年1月22日	米陸軍	災害時の応援マニュアルの改訂
第5回	平成29年3月6日	県	災害時の相互協力の促進
第6回	平成30年3月2日	米海軍	米空母艦載機移駐の進捗
第7回	令和5年1月30日	県	在日米陸海軍と地元自治体との交流・連携

※ 第5回のみ陸上自衛隊、海上自衛隊、南関東防衛局が出席。

ケ 米空母艦載機による着陸訓練

(ア) 防衛省からの通知

令和6年5月2日、防衛省から、次のとおり硫黄島での着陸訓練実施の通知があった。

- ・空母ロナルド・レーガン艦載機の着陸訓練が硫黄島で実施される。
- ・硫黄島での訓練期間は5月4日～5月15日 11：00～翌3：00
- ・硫黄島における天候等の事情により所要の訓練を実施できない場合には、5月8日から5月14日までの期間、三沢基地、横田基地、厚木基地及び岩国基地の一部又は全部において訓練が実施される。

(イ) 県の対応

令和6年5月2日、知事と厚木基地周辺9市長※連名で、防衛省に全ての訓練を硫黄島で実施するよう要請した。

※ 厚木基地周辺9市：横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市

(ウ) 訓練の実施状況

通知のあった期間内に、全ての訓練が硫黄島で実施された。

コ 米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請

(ア) 概要

令和6年7月24日、沖縄県で米軍人による性犯罪が相次いで発生したことを受け、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会として、米軍人等による事件・事故の再発防止等に関する特別要請を行った。

(イ) 特別要請の概要

- ・事件・事故の再発防止に向けた必要な体制の構築、関係者が対策を協議・調整する場の設置
- ・再発防止の徹底、被害者に対する適切な補償
- ・米軍人等が関わる重大事件についての情報提供のあり方の検証、必要な措置の実施及び関係自治体への通報の徹底
- ・日米地位協定を改定し、司法手続き全般を見直すこと

サ 米軍ヘリコプターMH-53Eの予防着陸

(ア) 当日の経緯

令和6年8月3日10時54分頃、米軍第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属のME-53Eヘリコプターが海老名市内の水田に予防着陸した。

同日12時40分頃、ヘリコプターは現場を離陸した。

同日12時42分頃、ヘリコプターは米海軍厚木航空施設に到着した。

同日、県として、防衛省に対して、早期の原因究明、必要な安全対策の実施等を口頭で要請した。

(イ) 神奈川県基地関係県市連絡協議会の要請

令和6年8月7日、神奈川県基地関係県市連絡協議会として、防衛省及び外務省に対して、次の事項を要請した。

- ・早急な原因究明、原因に即した適切な安全対策の実施並びに適時適切な情報提供及び公表
- ・同型機を含めた航空機の徹底した整備の実施
- ・同型機の安全が確認できるまでの間の飛行停止等、必要な安全対策の確実な実施
- ・水田等に被害が確認された場合の適切な補償の実施

(ウ) 予防着陸に係る原因等の情報提供

a 情報提供の概要

令和6年8月29日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・飛行中に予防着陸を促すランプが点灯したことから、パイロットは、安全手順に則り予防着陸を行った。
- ・パイロット等は現場で必要な点検を実施し、厚木基地への飛行は問題ないと判断した。
- ・厚木基地帰着後に更なる検査を実施した結果、機体の設計上・構造上の不具合は確認されなかった。
- ・当該機は近日中に所属部隊のもとへ帰投予定。

b 県の対応

令和6年8月29日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・予防着陸に関する引き続きの適時適切な情報提供
- ・同型機を含む航空機の徹底した整備等、安全対策の確実な実施
- ・水田所有者等への適切な補償

シ 池子住宅地区の一部返還

(ア) 経緯

令和4年12月14日、防衛省から、池子住宅地区（池子住宅地区及び海軍補助施設）の土地及び工作物の一部返還が日米合同委員会で合意されたが、具体的な返還日は今後決定、との情報提供があった。

(イ) 返還期日等の情報提供

令和6年8月29日、防衛省から、池子住宅地区の土地及び工作物の一部返還について次のとおり情報提供があった。

- ・池子住宅地区の土地及び工作物の一部について、令和6年11月30日までに返還されることが日米合同委員会で合意
- ・返還されるのは、市から返還の申請がなされていた一部土地約2,500㎡及び囲障、舗床等の工作物（以前から、逗葉地域医療センター・市保健センターへの進入路として市が維持管理）

(ウ) 県の対応

令和6年8月29日、防衛省に対して、引き続き、地元市の負担軽減に努めるよう口頭で要請した。

ス 馬毛島の自衛隊施設の完成時期の情報提供

(ア) 経緯

令和5年1月、防衛省は馬毛島※への自衛隊施設（空母艦載機着陸訓練のための施設として使用予定）の整備工事を開始した。（概ね4年程度の工期を想定）

※ 馬毛島：鹿児島県種子島沖の無人島

(イ) 情報提供の概要

令和6年9月10日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・馬毛島における自衛隊施設整備事業は、工事開始後の現場の状況を踏まえ工程を改めて精査したところ、令和11年度末（令和12年3月末）の完成見込み。

(ウ) 県の対応

令和6年9月10日、防衛省に対し、引き続きの情報提供を口頭で要請した。

セ 米軍人による交通事故

(ア) 概要

令和6年9月18日、横須賀市内で、米海軍人※が運転する車両が、オートバイに衝突し、オートバイを運転していた男性が死亡する交通事故が発生した。

※ 横須賀基地配備の揚陸指揮艦ブルーリッジ所属

(イ) 県の対応

令和6年9月19日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・規律の厳正な保持
- ・交通教育の一層の徹底等による再発防止策の確実な実施
- ・必要な被害者救済措置の実施

ソ 原子力艦の安全対策の確保

(ア) 経緯

平成20年9月25日、空母キティホークに替わり、原子力空母ジョージ・ワシントンが横須賀基地に入港。

平成27年10月1日、原子力空母ジョージ・ワシントンに替わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に入港。

※ 今年中に原子力空母ジョージ・ワシントンが入港予定。

(イ) 安全航行確認体制等

a 安全航行確認体制

平成20年9月、国は、原子力空母ジョージ・ワシントンが配備されることに伴い、JR横須賀駅近傍に「横須賀原子力艦モニタリングセンター」(原子力艦放射能調査専門官が常駐)を新設するとともに、従来4基あったモニタリングポストを6基増設し計10基設置したほか、モニタリングボートに加えモニタリングカーを配置し、安全航行確認体制の強化を図っている。

b 災害に係る訓練

日米両国政府、横須賀市、県が参加する「日米合同原子力防災訓練」を平成19年より実施している。

(ウ) 原子力軍艦の寄港状況(令和6年1月1日～8月30日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間			寄港日数 (日)
					～		
(1067)	ロナルド・レーガン	空母	103,637	(R5.11.19)	～	R6.5.5	126
1068	ノースカロライナ	潜水艦	7,925	R6.1.5	～	R6.1.10	6
1069	シャルロット	潜水艦	7,011	R6.3.6	～	R6.3.11	6
1070	シャルロット	潜水艦	7,011	R6.3.15	～	R6.3.15	1
1071	スプリングフィールド	潜水艦	7,011	R6.4.8	～	R6.4.8	1
1072	ミシシッピ	潜水艦	7,925	R6.4.18	～	R6.4.22	5
1073	ロナルド・レーガン	空母	103,637	R6.5.11	～	R6.5.16	6
1074	スプリングフィールド	潜水艦	7,011	R6.5.24	～	R6.6.1	9
1075	シャルロット	潜水艦	7,011	R6.6.11	～	R6.6.11	1

入港回数：9回 実日数：147日 延日数：161日
(令和5年の状況 入港回数：13回 実日数：250日 延日数：271日)

(I) 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦

の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。
 <参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和6年1月1日～8月30日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
62cps	56nGy/h	28cps	18nGy/h	61nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値62cpsについては、令和5年7月4日01時10分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

(オ) 県の取組

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めていく。

タ 厚木基地周辺における騒音状況

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。

測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点における騒音測定回数（70dB・5秒以上継続）及びジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数は以下のとおりである。

空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移（北1km、南2km）

北1km（大和市）騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087	21,383
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307	18,108
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421	14,889
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168	13,099
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384	13,578
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	1,284	1,444	1,262	945	987	1,475	14,809
R4	1,509	1,365	1,675	1,113	1,032	1,071	1,146	1,105	995	763	1,042	1,273	14,089
R5	1,301	1,399	1,136	1,143	987	1,142	984	929	1,046	794	985	949	12,795
R6	952	1,239	1,196	843	—	—	—	—	—	—	—	—	—

南2km（綾瀬市）騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667	16,463
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885	12,827
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967	10,336
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843	9,676
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908	9,651
R3	949	844	1,207	701	536	912	1,075	1,100	919	771	777	1,052	10,843
R4	975	938	1,200	857	632	900	911	845	711	567	687	845	10,068
R5	827	966	861	818	631	765	692	604	821	652	771	741	9,149
R6	746	850	912	674	—	—	—	—	—	—	—	—	—

空母艦載機移駐前後の100db以上の騒音測定回数の推移（北1km、南2km）

北1km（大和市）100db以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154	2,357
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12	1,302
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1	103
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1	69
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2	25
R3	19	17	3	0	0	2	32	8	0	0	2	13	96
R4	21	5	0	2	1	5	3	17	3	3	2	0	62
R5	13	19	22	0	0	6	10	6	19	0	5	2	102
R6	10	2	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

南2km（綾瀬市）100db以上の騒音測定回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42	674
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5	543
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0	40
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0	57
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
R3	4	5	0	0	0	1	8	2	0	0	0	3	23
R4	2	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	0	9
R5	8	10	2	0	0	0	0	0	9	1	0	1	31
R6	6	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—

チ 米軍及び米軍人等による事件・事故

(ア) 事件・事故の概要

a 県等で要請を行った事件・事故

令和6年1月1日から8月30日までに、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会で要請を行った事件・事故等は4件で、その概要は次のとおりである。

発生日	内 容
令和6年4月19日	横須賀市内で米軍人がスーパーの飲食物を会計せずにフードコートで飲み食いしているところを店員が発見した。
令和6年5月11日	逗子市内で米軍人が深夜に信号無視して交差点に進入し、タクシーと衝突したがそのまま逃げた。タクシー運転手と乗客が軽傷を負った。
令和6年6月21日	横須賀基地1.5号バース付近で油漏れが発生。オイルフェンス設置等の対応は済。流出元は不明。
令和6年8月3日	米軍の第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属のMH-53Eヘリコプターが海老名市内の水田で予防着陸を行った。

注 その他、令和5年11月に発生したオスプレイ墜落事故後の運用再開の動きを受け、3月11日及び3月26日に要請を実施している。

b 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
犯罪検挙件数	10 (7)	22 (12)	22 (11)	24 (20)	10 (7)
交通事故件数	37 (18)	36 (24)	36 (18)	38 (28)	16 (8)

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 令和6年は令和6年1月1日から7月31日までの件数で速報値。

c 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
航空機事故件数	0	0	0	0	1
その他の事故件数	0	1	2	1	0

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

注2 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注3 令和4年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地におけるPFOS等の流出事故。

注4 令和5年のその他の事故は、厚木基地における油漏れ。

注5 令和6年は令和6年1月1日から8月30日までの件数。

(イ) 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会として原因の徹底究明や再発防止策の構築等を

国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(3) 在日米軍の県防災訓練への参加について

ア 在日米軍の県防災訓練への参加状況

(ア) 経緯

県が、平成20年2月に在日米海軍と、同年6月に在日米陸軍と締結した「災害準備及び災害対策に関する神奈川県と在日米海軍（在日米陸軍）との覚書」に基づき、県の防災訓練に在日米軍が参加している。

在日米海軍は平成19年度の県・伊勢原市合同総合防災訓練から、在日米陸軍は平成20年度の県・横須賀市合同総合防災訓練から毎年参加している。

平成24年度から始まった「ビッグレスキューかながわ」に在日米陸海軍が参加し、平成25年度からは在日米空軍が参加している。

平成25年度から「県・市町村合同図上訓練」に、在日米陸海軍が参加している。

(イ) これまでの参加内容

在日米軍は、ヘリコプターと車両による医療チームや緊急医療物資の輸送訓練、救護所における医療救護活動訓練を、自衛隊やDMAT（災害派遣医療チーム）などと連携して実施している。

イ 在日米軍参加の実績一覧

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H19	平成19年9月2日	県・伊勢原市合同総合防災訓練	伊勢原市総合運動公園他	在日米海軍
H20	平成20年9月1日	平成20年八都県市合同防災訓練 (県・横須賀市合同総合防災訓練)	横須賀新港埠頭	在日米陸軍 在日米海軍
H21	平成21年8月30日	県・小田原市合同総合防災訓練	小田原市酒匂川スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍
H22	平成22年8月29日	県・座間市合同総合防災訓練	座間市相模川グラウンド他	在日米陸軍 在日米海軍
H24	平成24年9月16日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊 武山駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍

年度	実施日	訓練名	場所	参加部隊
H25	平成25年9月21日	ビッグレスキューかながわ (県・平塚市合同総合防災訓練)	湘南海岸公園 (平塚市) 他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成26年1月30日	平成25年度神奈川県・県央地域8 市町村合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H26	平成26年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・小田原市合同総合防災訓練)	小田原市酒匂川 スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成27年1月23日	平成26年度神奈川県・横須賀三浦 地域合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H27	平成27年8月30日	ビッグレスキューかながわ (県・厚木市合同総合防災訓練)	県総合防災セン ター他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成28年1月15日	第8回九都県市合同防災訓練・図 上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
	平成28年1月26日	神奈川県国民保護共同実動訓練	相模原市立淵野 辺公園他	在日米陸軍 在日米海軍
H28	平成28年9月11日	ビッグレスキューかながわ (県・横須賀市合同総合防災訓練)	陸上自衛隊武山 駐屯地他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成29年1月20日	平成28年度神奈川県・湘南地域8 市町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H29	平成29年9月1日	第38回九都県市合同防災訓練(平 成29年度神奈川県・小田原市合同 総合防災訓練(ビッグレスキュー かながわ))	小田原市酒匂川 スポーツ広場他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成30年1月11日	第9回九都県市合同防災訓練・図 上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
H30	平成30年8月26日	ビッグレスキューかながわ (県・海老名市合同総合防災訓練)	県立相模三川公 園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
	平成31年1月30日	平成30年度神奈川県・県西地域10 市町合同図上訓練	県庁第2分庁舎 他	在日米陸軍 在日米海軍
R元	令和元年8月31日	ビッグレスキューかながわ (県・伊勢原市合同総合防災訓練)	伊勢原市総合運 動公園他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍
R4	令和4年10月16日	ビッグレスキューかながわ (県・葉山町合同総合防災訓練)	南郷上ノ山公園 他	在日米陸軍 在日米海軍
R5	令和5年10月15日	ビッグレスキューかながわ (県・大井町合同総合防災訓練)	未病バレー「ビオ トピア」他	在日米陸軍 在日米海軍 在日米空軍

注 平成23年度の県・松田町合同総合防災訓練に参加予定だったが、荒天のため中止。